

平成23年4月20日
公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなう事が必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 06-6203-9481
F A X 06-6203-9666
電子メール info@resona-ao.or.jp

(参考) 改正国家公務員法等の規定

- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項第4号
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号
- ・ 職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条
- ・ 職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条